

船名：ぺがさす・ぺがさす2

作 業 基 準

(長崎五島航路)

平成 18 年 11 月 1 日

九州商船株式会社

目 次

第1章	目的	…3
第2章	作業体制	…3～4
第3章	危険物等の取扱い	…4
第4章	乗下船作業	…5～7
第5章	旅客の遵守事項等の周知	…7～8

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、長崎五島航路（ジェットフォイル）の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

① 乗下船する旅客の誘導	旅客係	(1人)
② 乗船待機中の旅客の整理、誘導	旅客係	(1人)
③ 船舶の離着舷時のタラップ取り、放し	タラップ係	(2人)
④ 船舶の離着舷時の綱取り、放し	綱取係	(2人)

(2) 船内作業

① 乗下船する旅客の誘導	旅客誘導係	(2人)
② 船舶の離着舷時のタラップ取り、放し	タラップ係	(2人)
③ 船舶の離着舷時の綱取り、放し	綱取係	(2人)

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、運航管理補助者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着舷時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令並びに運送約款に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、運航管理補助者に報告すること。
 - (2) 運航管理補助者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認の上、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込があったときは、直ちに、運航管理補助者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - (2) 運航管理補助者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理補助者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理補助者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 陸上の旅客係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着棧作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(乗船準備作業)

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船作業に関し十分な打合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。

原則として、離棧10分前から、乗船作業を開始する。

- 2 乗船開始時間前になったとき、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置し、タラップの状況が安全であることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理補助者及び船長にそれぞれ報告する。

(離棧準備作業)

第9条 陸上作業指揮者は、原則として離棧時刻の2分前になったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮してタラップを収納する。

- 2 船内の旅客係員は、タラップが収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
- 3 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、乗船旅客数を速やかに船長に報告する。

(離棧作業)

第10条 陸上作業指揮者は、離棧準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航ベルを鳴らさせる）とともに、見送り人等が離棧作業により危害を受けないよう退避させ、棧橋上の状況が離棧に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

- 2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離棧、出港する。
- 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第11条 船内巡視は、別紙「船内巡視要領」に定める組織及び要領により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着棧準備作業)

第12条 運航管理補助者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着棧準備作業の開始を指示する。

- 2 陸上作業指揮者は、船舶の着棧時刻5分前までに綱取り作業、タラップの架設等に必要作業員を配置し、着棧準備を行う。

(着棧作業)

第13条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

- 2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着棧時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する

(係留中の保安)

第14条 船長及び運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法並びにタラップの保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第15条 船長は、船体が完全に着棧したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

- 2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとにタラップを架設し、舷門を開放する。
- 3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第16条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、旅客乗降舷門にあつてタラップの架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(下船の終了)

第17条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮してタラップを収納する。

ただし、最終港に限るものとする。

- 2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理補助者及び船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第18条 運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して別紙（「お客様へのお願い」）を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第19条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等（ビデオ放送その他の方法を含む。）により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (6) 高速航行中におけるシートベルトの着用
- (5) その他旅客が遵守すべき事項

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

添付書類

- 1、船内巡視要領（第11条）
- 2、お客様へお願い（第18条の周知文）